

報告第30号

令和6年城里町告示第198号

城里町公共下水道私有道路内排水施設設置要綱の一部を改正する告示
城里町公共下水道私有道路内排水施設設置要綱（平成17年告示第104号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号に次のただし書を加える。

ただし、当該土地が共有地の場合であって、全ての共有者の承諾を得ることができないことにつき共有者の一部の所在が不明な場合等特別の理由があると認めるときは、各共有者の持分の価格の過半数に達するものの承諾があること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

城里町公共下水道私有道路内排水施設設置要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (適用範囲)</p> <p>第4条 この告示を適用して公共下水道を設置できる私道の基準は、その一端が公道に接しており、かつ幅員が1.8メートル以上あり、次に掲げる条件を満たしているものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 私道の権利を有するもの全員が、町が公共下水道の設置及び維持管理のために当該私道を使用することについて承諾していること。 <u>ただし、当該土地が共有地の場合であって、全ての共有者の承諾を得ることができないことにつき共有者の一部の所在が不明な場合等特別の理由があると認めるときは、各共有者の持分の価格の過半数に達するものの承諾があること。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>第5条～第10条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この告示は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略) (適用範囲)</p> <p>第4条 この告示を適用して公共下水道を設置できる私道の基準は、その一端が公道に接しており、かつ幅員が1.8メートル以上あり、次に掲げる条件を満たしているものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 私道の権利を有するもの全員が、町が公共下水道の設置及び維持管理のために当該私道を使用することについて承諾していること。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>第5条～第10条 (略)</p>

報告第31号

令和6年城里町告示第192号

城里町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づき住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前の申請により登録を受けた者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑制及び防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票の写し及び住民票記載事項証明書、同法第15条の4第1項に規定する除票の写し及び除票記載事項証明書、同法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し並びに同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写し
- (2) 戸籍法第10条第1項に規定する戸籍謄本等及び同法第12条の2に規定する除籍謄本等並びに同法第120条第1項に規定する戸籍証明書及び除籍証明書

2 この告示において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項、第15条の4第1項、第20条第1項又は第21条の3第1項の規定により前項第1号に掲げる書類の交付を請求する者の代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）を除く。）
- (2) 住民基本台帳法第12条の3第1項若しくは第2項、第15条の4第3項若しくは第4項、第20条第3項若しくは第4項又は第21条の3第3項若しくは第4項の規定により前項第1号に掲げる書類が必要である旨の申出をする者（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第15条の2に規定する業務のために当該申出をする特定事務受任者（同法第12条の3第3項に規定する特定事務受任者をいう。）を除く。）
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により前項第2号に掲げる書類の交付を請求する者の代理人（法定代理人を除く。）
- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により前項第2号に掲げる書類の交付を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法第6条第1項の規定により町長が作成した住民基本台帳若しくは同法第15条の2第1項の除票簿又は同法第16条第1項の規定により町長が作成した戸籍の附票若しくは同法第21条第1項の戸籍の附票の除票簿に記載されている者
- (2) 戸籍法第7条に規定する戸籍の帳簿又は同法第12条第1項の除籍簿に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、国内に住所を有しない者、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、本人通知制度の対象としない。

(登録の申請)

第4条 本人通知制度を利用しようとする対象者又はその代理人（以下「申請者」という。）は、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度登録（登録更新）申請書（様

- 式第1号)により町長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請者は、当該申請をするに当たっては、別表第1に規定する書類(別表第1に規定する書類を提示することができない場合にあっては、別表第2に規定する書類のいずれか1以上の書類及び別表第3に規定する書類のいずれか1以上の書類(別表第3に規定する書類を提示することができない場合にあっては、別表第2に規定する書類のいずれか2以上の書類))を提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による申請者が対象者の代理人であるときは、法定代理人にあっては戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、法定代理人以外の代理人にあっては委任状を提出しなければならない。ただし、当該代理人が法定代理人の場合であって、本町に備付けの公簿等の記載により法定代理人である事実を確認することができるときは、これを省略することができる。
 - 4 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付する方法により、第1項の規定による申請をすることができる。
 - (1) 疾病その他やむを得ない理由により第1項に規定する申請書を持参することができないとき。
 - (2) 町外に居住しているとき。
 - 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、第2項中及び第3項中「書類を提示」とあるのは「書類の写しを提出」と読み替えるものとする。

(登録者名簿への登録)
- 第5条 町長は、前条第1項又は第4項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度登録者名簿(様式第2号)に当該対象者を登録するとともに、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度登録(登録更新)通知書(様式第3号)により当該対象者又はその法定代理人に通知するものとする。
- 2 前項の規定により登録を受けた者(以下「登録者」という。)の登録期間は、当該登録をした日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までの期間とする。

(登録の内容の変更等)
- 第6条 登録者は、当該登録の内容に変更が生じたとき、又は当該登録を廃止しようとするときは、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度登録変更(廃止)届出書(様式第4号)により町長に届け出なければならない。
- 2 第4条第2項から第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(登録の更新)
- 第7条 登録者は、登録期間の満了後も当該登録を継続しようとするときは、当該登録期間の満了の日の1月前から満了の日までの間に、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度登録(登録更新)申請書により町長に登録の更新を申請しなければならない。
- 2 前項の規定により登録の更新を申請し、登録が更新された場合の登録期間は、従前の登録期間の満了日の翌日から起算して3年経過する日までの期間とする。
 - 3 第4条第2項から第5項までの規定及び第5条第1項の規定は、第1項の規定による登録の更新の申請について準用する。

(登録者等への通知)
- 第8条 町長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付

したときは、住民票の写し等の第三者交付通知書（様式第5号）により当該登録者又はその法定代理人に通知するものとする。

（登録の抹消）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 第6条第1項の規定による変更の届出を怠ったことにより前条に規定する通知書が返戻されたとき。
- (3) 第7条第1項の規定による登録の更新の申請がされず、同条第2項又は第5条第2項に規定する登録期間が満了したとき。
- (4) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (5) 登録者が国内に住所を有しないこととなったとき。
- (6) 住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により職権で住民票を消除したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、個人番号カード又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真を貼り付けたもの

別表第2（第4条関係）

国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書又はこれらに準ずるものとして町長が適当と認める書類

別表第3（第4条関係）

学生証、法人が発行した身分証明書（国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。）若しくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（別表第1に掲げる書類を除く。）で、写真を貼り付けたもの又はこれらに準ずるものとして町長が適当と認める書類

城里町退職者復職制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚、出産、育児、治療、介護等の理由によりやむを得ず退職する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に該当する城里町職員をいう。以下同じ。）について、法第17条の2第2項の規定による選考により、城里町を一旦退職した者を、再び城里町職員として採用する制度（以下「退職者復職制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、安心して子育てができる職場環境を整備するとともに、行政運営に係る知識・能力・経験を有する元職員を採用し、もって的確な人材確保及び効果的な行政運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 退職 職員を退職することをいう。ただし、定年による退職を除く。
- (2) 復職 退職した職員が、この告示の規定によって再び職員となることをいう。
- (3) 育児 職員が当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項本文及び城里町職員の育児休業に関する条例（平成17年城里町条例第34号）第2条の2の規定によりその養育のために職員が育児休業をすることができることとされる子をいう。）であり、かつ、小学校就学の始期に達するまで（町長が特に必要と認める場合にあっては、町長が当該職員の事情を考慮してその都度定める時期まで）の者を養育することをいう。
- (4) 治療 心身の故障により治療に専念することをいう。
- (5) 介護 職員が要介護者の介護をすることをいう。
- (6) 要介護者 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年城里町条例第33号）第8条の2第2項に規定する要介護者をいう。

(対象者)

第3条 退職者復職制度の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 結婚、出産、育児、治療、介護等の都合により職員として勤務することが困難であったことを理由として退職した者であること。
- (2) 退職の前に職員として在職した期間（当該期間が複数ある場合は、それらを合計した期間。以下「在職期間」という。）が3年以上であること。
- (3) 退職の日の翌日から起算して10年を経過した日までの期間であること。
- (4) 退職者復職制度を利用して職員として採用される日時点で年齢55歳未満であること。

2 次に掲げる期間で、その期間が1月以上であるものは、在職期間から除算するものとする。

- (1) 法第28条第2項の規定による休職（公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による心身の故障に起因する休職を除く。）の期間
- (2) 法第29条第1項の規定による停職の期間
- (3) 法第55条の2第1項ただし書の規定による専従休職の期間

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業の期間
(選考)

第4条 前条第1項第1号に規定する理由により退職をする職員であつて、就業が可能となり、退職者復職制度を利用して職員として採用されること（以下「再採用」という。）を希望する者は、再採用選考申込書（別記様式）を町長に提出するものとする。

2 選考は、面接、退職前3年度分の勤務成績等（前条第2項各号に掲げる期間における勤務成績を除く。）により実施し、人員配置を踏まえ決定するものとする。

3 町長は合否にかかわらず選考の結果を通知するものとする。
(再採用の時期)

第5条 再採用の時期は、原則として毎年4月1日とする。
(再採用者の職種、初任給等)

第6条 再採用が決定した者（以下「再採用者」という。）の職種は、在職期間における職種と同一とする。

2 再採用者の職務の級は、在職期間の末日における職務の級とする。ただし、在職期間の末日における職務の級が4級以上であった再採用者については、原則として4級とする。

3 再採用者の初任給は、城里町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年城里町規則第38号）に基づき決定するものとする。
(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、退職者復職制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行し、平成26年10月1日以降に退職した者に適用する。

報告第33号

令和6年城里町教育委員会告示第5号

水戸桜ノ牧高校常北校の生徒等に対する給食提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、茨城県立水戸桜ノ牧高等学校常北校（以下「水戸桜ノ牧高校常北校」という。）に通う生徒及び教職員に対し、城里町立常北学校給食センター（以下「給食センター」という。）で調理した給食を提供し、同校に通う生徒の保護者への子育て支援及び同校での学校生活支援を行うことを目的とした事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 給食の提供を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、水戸桜ノ牧高校常北校に通う生徒及び教職員の内、給食の提供を希望する者とする。

(給食の提供)

第3条 本事業で提供する給食は、学校給食法（昭和29年法律第180号）第3条第1項及び城里町立学校給食センター管理規則（平成17年教育委員会規則第18号）第2条の規定に基づき提供される学校給食の内、城里町立中学校に提供されるものと同様とする。

- 2 給食は、1年度間継続して提供することを基本とする。ただし、第3学年の生徒は、当該年度の1月末日までとする。
- 3 給食センター所長は、月毎に算出した給食を提供する年間日数を、毎年度事業を開始する2ヶ月前までに水戸桜ノ牧高校常北校に確認して決定する。年間日数の決定後日数に変更が生じるときは、水戸桜ノ牧高校常北校は給食センター所長に速やかに報告するものとする。
- 4 給食は、第4条第2項に規定する利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の内、第5条第1項に規定する給食費を納入した利用者に提供する。
- 5 水戸桜ノ牧高校常北校は、事業実施の場所として、校内にある春園会館の一部を提供するものとする。

(利用の申込み)

第4条 給食の提供を利用する対象者は、水戸桜ノ牧高校常北校給食提供事業利用申込書（様式第1号）を給食センターが指定する日までに、水戸桜ノ牧高校常北校を経由して教育長に提出するものとする。

- 2 教育長は、前項の利用申込書を受理したときは、内容を確認のうえ水戸桜ノ牧高校常北校給食提供事業利用決定通知書（様式第2号）により利用者に通知するものとする。

(給食費)

第5条 給食費は、月毎の給食提供日数に1食あたり290円を乗じた月額とする。

- 2 給食費の納入については、月払、学期払、年払のいずれかを選択できるものとする。
- 3 利用者は、教育長が指定する日までに、給食費を教育長が指定する口座に納入するものとする。
- 4 利用者が給食費を納入した後、次の表に掲げる返還事由に該当した場合、教育長

はその事由に応じた金額を利用者に返還するものとする。

返還事由	返還金額
利用者が休日を除いて連続で7日以上学校を休んだ場合	学校を休み始めた日から起算して3日目以降の休んだ日数に290円を乗じた額
年払、学期払で給食費を納入後、利用者が第6条第2項に規定する利用の取消を受けた場合	納入された金額から給食が提供された月の給食費の金額を差し引いた金額
生徒の異動により学校に在籍しなくなった場合	納入された金額から在籍した日数に290円を乗じた金額を差し引いた金額
給食センターの都合で給食が提供されなかった場合	給食が提供されなかった日数に290円を乗じた金額

(利用の取り消し)

第6条 経済的な理由等でやむを得ず利用の登録を取り消す場合、利用者は、水戸桜ノ牧高校常北校給食提供事業利用取消申出書（様式第3号）を水戸桜ノ牧高校常北校を經由して教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項の利用取消申出書を受理したときは、内容を確認のうえ水戸桜ノ牧高校常北校給食提供事業利用取消通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による利用の申込みは、この要綱の施行前においても行うことができる。

報告第34号

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して別紙のとおり報告する。

令和6年 9月10日 提出

城里町長 上遠野 修

1 健全化判断比率

(単位 %)

区 分	令和5年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.24	20.00
連結実質赤字比率	—	19.24	30.00
実質公債費比率	8.6	25.0	35.0
将来負担比率	40.0	350.0	

備考 実質赤字率の欄及び連結実質赤字率の欄において、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載しています。

2 資金不足比率

(単位 %)

区 分	令和5年度決算	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.00
下水道事業会計	—	20.00

備考 各会計の欄において、資金不足が生じない場合は、「—」と記載しています。

城里監査第20号
令和6年8月22日

城里町長 上遠野 修 様

監査委員 五十嵐 由美子

監査委員 阿久津 則 男

財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和5年度健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について意見書を提出する。

令和5年度財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期日

令和5年7月23日（火）

第3 審査の方法

財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

項目	令和5年度 健全化判断比率	令和4年度 健全化判断比率	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	—	—	14.24%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	19.24%	30.00%
実質公債費比率	8.6%	8.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	40.0%	42.2%	350.0%	

第5 審査意見

実質赤字比率については、黒字となっているため数値として表示されず、早期健全化基準の14.24%と比較すると下回っている。

連結実質赤字比率については、黒字となっているため数値として表示されず、早期健全化基準の19.24%と比較すると下回っている。

実質公債費比率については、8.6%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると下回っている。

将来負担比率については、40.0%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると下回っている。

特に指摘すべき事項はないが、引き続き財政の健全化に努められたい。

城里監査第22号
令和6年8月22日

城里町長 上遠野 修 様

監査委員 五十嵐 由美子
監査委員 阿久津 則 男

経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度城里町水道事業会計及び令和5年度城里町下水道事業会計の資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について意見書を提出する。

令和5年度城里町公営企業会計経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期日

令和6年7月26日（金）

第3 審査の方法

経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	20.0%

第5 審査の意見

資金不足比率については、いずれの会計も黒字となっているため数値として表示されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると下回っている。

特に指摘する事項はないが、一般会計からの補助に頼ることなく収益を確保するとともに、コストの削減により、引き続き財政の健全化に努められたい。

令和5年度

一般財団法人城里町開発公社
決算報告書

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

一般財団法人城里町開発公社

正味財産増減計算書内訳表

2023年4月1日から2024年3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社

(単位:円)

科 目	合計	ホロルの湯管理運営事業	ふれあいの里管理運営事業	うぐいすの里管理運営事業	社会町民センター管理運営事業	公益事業
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
事業収益	[425,112,066]	[278,742,606]	[104,203,530]	[8,866,600]	[33,299,330]	[0]
事業収入	105,467,050	74,000,000	0	8,400,000	23,087,050	0
施設利用収入	180,929,115	102,318,397	68,547,048	447,400	9,316,270	0
自主事業収入	138,695,901	102,424,209	35,356,482	19,200	896,010	0
雑収益	[1,464,121]	[1,046,760]	[298,822]	[58,292]	[60,047]	[200]
雑収入	1,464,121	1,046,760	298,822	58,292	60,047	200
預り金収益	[24,443,700]	[24,443,700]	[0]	[0]	[0]	[0]
預り金収入	24,443,700	24,443,700	0	0	0	0
経常収益計	451,019,887	304,233,066	104,502,352	8,924,892	33,359,377	200
(2) 経常費用						
事業費	[423,113,116]	[289,791,502]	[91,895,529]	[9,182,207]	[32,243,878]	[0]
給料	20,231,200	16,494,800	2,653,200	1,083,200	0	0
職員手当等	9,393,830	7,486,097	1,575,413	332,320	0	0
共済費	17,285,798	11,992,597	4,057,837	806,771	428,593	0
報償費	5,221,052	672,487	560,000	788,565	200,000	0
賃金	109,847,444	74,422,649	30,469,144	2,282,541	2,703,210	0
旅費	410,590	410,590	0	0	0	0
需用費	164,091,702	127,538,072	34,356,609	1,488,125	708,896	0
役務費	13,380,430	8,314,287	4,768,371	160,763	137,009	0
委託料	49,403,144	17,870,648	2,238,366	1,683,030	27,611,100	0
使用料及び賃借	16,933,567	13,113,613	3,722,496	58,000	9,458	0
負担金	383,696	269,372	83,660	5,282	5,282	0
公課費	19,160,990	10,930,640	7,296,320	493,610	440,330	0
減価償却費	369,863	255,750	114,113	0	0	0
町納付金	[30,623,250]	[30,623,250]	[0]	[0]	[0]	[0]
町納付金	30,623,250	30,623,250	0	0	0	0
雑損失	[524,593]	[134,904]	[389,689]	[0]	[0]	[0]
雑損	524,593	134,904	389,689	0	0	0
経常費用計	454,260,959	320,549,056	92,285,218	9,182,207	32,243,878	0
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,241,072	△ 16,316,590	12,217,134	△ 257,315	1,115,499	200
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 3,241,072	△ 16,316,590	12,217,134	△ 257,315	1,115,499	200
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
他会計振替収入	[17,000,000]	[16,000,000]	[1,000,000]	[0]	[0]	[0]
経常外収益計	17,000,000	16,000,000	1,000,000	0	0	0
(2) 経常外費用						
他会計振替支出	[17,000,000]	[1,000,000]	[16,000,000]	[0]	[0]	[0]
経常外費用計	17,000,000	1,000,000	16,000,000	0	0	0
当期経常外増減額	0	15,000,000	△ 15,000,000	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 3,241,072	△ 1,316,590	△ 2,782,866	△ 257,315	1,115,499	200
当期一般正味財産増減額	△ 3,241,072	△ 1,316,590	△ 2,782,866	△ 257,315	1,115,499	200
一般正味財産期首残高	986,008	△ 11,094,249	2,278,265	835,718	△ 1,151,081	10,117,365
一般正味財産期末残高	△ 2,255,064	△ 12,410,839	△ 504,611	578,403	△ 35,582	10,117,565
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 2,255,064	△ 12,410,839	△ 504,611	578,403	△ 35,582	10,117,565

貸借対照表内訳表

2024年 3月31日現在

一般財団法人城星町開発公社

(単位:円)

科 目	合計	ホロルの湯管理運営事業	ふれあいの里管理運営事業	うぐいすの里管理運営事業	七会町民センター管理運営事業	公益事業
I 資産の部						
1. 流動資産						
現金預金	11,580,201	5,441,666	1,497,882	1,101,878	3,421,210	117,565
現金	5,799,566	4,494,218	1,126,818	102,597	75,933	0
普通預金 (常陽銀行9011502)	371,064	0	371,064	0	0	0
普通預金 (常陽銀行1371250)	946,204	946,204	0	0	0	0
普通預金 (常陽銀行1363063)	999,251	0	0	999,251	0	0
普通預金 (常陽銀行1363056)	3,345,277	0	0	0	3,345,277	0
普通預金 (常陽銀行9009133)	12,933	0	0	0	0	12,933
普通預金 (J A水戸2036101)	104,632	0	0	0	0	104,632
普通預金 (水戸信用金庫1659068)	1,244	1,244	0	0	0	0
未収金	7,844,689	5,504,364	2,340,325	0	0	0
貯蔵品	2,134,436	1,964,364	170,072	0	0	0
仮払金	4,000,000	0	0	0	4,000,000	0
流動資産合計	25,559,326	12,910,394	4,008,279	1,101,878	7,421,210	117,565
2. 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金 (J A水戸07708114)	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
基本財産合計	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
(2) その他固定資産						
建物附属設備	2,678,777	1,300,063	1,378,714	0	0	0
車両運搬具	1	0	1	0	0	0
出資金 (水戸信用金庫)	10,000	10,000	0	0	0	0
その他固定資産合計	2,688,778	1,310,063	1,378,715	0	0	0
固定資産合計	12,688,778	1,310,063	1,378,715	0	0	10,000,000
資産合計	38,248,104	14,220,457	5,386,994	1,101,878	7,421,210	10,117,565
II 負債の部						
1. 流動負債						
未払金	36,500,568	22,628,696	5,891,605	523,475	7,456,792	0
預り金	2,600	2,600	0	0	0	0
仮受金	4,000,000	4,000,000	0	0	0	0
流動負債合計	40,503,168	26,631,296	5,891,605	523,475	7,456,792	0
負債合計	40,503,168	26,631,296	5,891,605	523,475	7,456,792	0
III 正味財産の部						
1. 指定正味財産						
指定正味財産合計	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産						
正味財産合計	△ 2,255,064	△ 12,410,839	△ 504,611	578,403	△ 35,582	10,117,565
負債及び正味財産合計	△ 2,255,064	△ 12,410,839	△ 504,611	578,403	△ 35,582	10,117,565
負債及び正味財産合計	38,248,104	14,220,457	5,386,994	1,101,878	7,421,210	10,117,565

財産目録内訳表

2024年 3月31日現在

一般財団法人城星町開発公社

(単位：円)

科 目	合計	ホロルの湯管理運営等 事業	ふれあいの里管理運営 事業	うぐいすの里管理運営 事業	社会町民センター管理 運営事業	公益事業
(流動資産)						
現金	5,799,566	4,494,218	1,126,818	102,597	75,933	0
普通預金(常陽銀行9011502)	371,064	0	371,064	0	0	0
普通預金(常陽銀行1371250)	946,204	946,204	0	0	0	0
普通預金(常陽銀行1363063)	999,281	0	0	999,281	0	0
普通預金(常陽銀行1363050)	3,345,277	0	0	0	3,345,277	0
普通預金(常陽銀行9009133)	12,933	0	0	0	0	12,933
普通預金(J A水戸2036101)	104,632	0	0	0	0	104,632
普通預金(水戸信用金庫1059068)	1,244	1,244	0	0	0	0
未収金	7,844,689	5,504,364	2,340,325	0	0	0
貯蔵品	2,134,436	1,964,364	170,072	0	0	0
仮払金	4,000,000	0	0	0	4,000,000	0
流動資産合計	25,559,326	12,910,394	4,008,279	1,101,878	7,421,210	117,565
(固定資産)						
基本財産						
定期預金(J A水戸07708114)	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
その他固定資産						
建物附属設備	2,678,777	1,300,063	1,378,714	0	0	0
車両運搬具	1	0	1	0	0	0
出資金(水戸信用金庫)	10,000	10,000	0	0	0	0
固定資産合計	12,688,778	1,310,063	1,378,715	0	0	10,000,000
資産合計	38,248,104	14,220,457	5,386,994	1,101,878	7,421,210	10,117,565
(流動負債)						
未払金	36,500,568	22,628,698	5,891,605	523,475	7,456,792	0
預り金	2,600	2,600	0	0	0	0
仮受金	4,000,000	4,000,000	0	0	0	0
流動負債合計	40,503,168	26,631,298	5,891,605	523,475	7,456,792	0
負債合計	40,503,168	26,631,298	5,891,605	523,475	7,456,792	0
正味財産	△ 2,255,064	△ 12,410,839	△ 804,611	578,403	△ 35,582	10,117,565

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 10 期

自 2023年 4月 1日

至 2024年 3月31日

一般財団法人城里町開発公社

ホロルの湯管理運営事業

貸借対照表

2024年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社
ホロルの湯管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	5,441,666	3,721,087	1,720,579
現金	4,494,218	2,814,296	1,679,922
普通預金（常陽銀行1371250）	946,204	905,627	40,577
普通預金（水戸信用金庫1059068）	1,244	1,164	80
未収金	5,504,364	10,492,563	△ 4,988,199
貯蔵品	1,964,364	3,443,317	△ 1,478,953
流動資産合計	12,910,394	17,656,967	△ 4,746,573
2. 固定資産			
(3) その他固定資産			
建物附属設備	1,300,063	1,555,813	△ 255,750
出資金（水戸信用金庫）	10,000	10,000	0
その他固定資産合計	1,310,063	1,565,813	△ 255,750
固定資産合計	1,310,063	1,565,813	△ 255,750
資産合計	14,220,457	19,222,780	△ 5,002,323
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	22,628,696	30,295,443	△ 7,666,747
預り金	2,600	21,586	△ 18,986
仮受金	4,000,000	0	4,000,000
流動負債合計	26,631,296	30,317,029	△ 3,685,733
負債合計	26,631,296	30,317,029	△ 3,685,733
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	△ 12,410,839	△ 11,094,249	△ 1,316,590
正味財産合計	△ 12,410,839	△ 11,094,249	△ 1,316,590
負債及び正味財産合計	14,220,457	19,222,780	△ 5,002,323

正味財産増減計算書

2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社
ホロルの湯管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	[278,742,606]	[231,697,740]	[47,044,866]
事業収入	74,000,000	71,500,000	2,500,000
施設利用収入	102,318,397	82,348,778	19,969,619
自主事業収入	102,424,209	77,848,962	24,575,247
雑収益	[1,046,760]	[22,441,581]	[△ 21,394,821]
雑収入	1,046,760	22,441,581	△ 21,394,821
預り金収益	[24,443,700]	[20,922,150]	[3,521,550]
預り金収入	24,443,700	20,922,150	3,521,550
経常収益計	304,233,066	275,061,471	29,171,595
(2) 経常費用			
事業費	[289,791,502]	[280,010,592]	[9,780,910]
給料	16,494,800	14,931,600	1,563,200
職員手当等	7,486,097	7,459,951	26,146
共済費	11,992,597	10,677,671	1,314,926
報償費	672,487	623,742	48,745
賃金	74,422,549	80,451,071	△ 6,028,522
旅費	410,590	318,910	91,680
需用費	127,538,072	128,310,470	△ 772,398
役務費	8,314,287	5,974,567	2,339,720
委託料	17,870,648	17,400,943	469,705
使用料及び賃借	13,113,613	9,004,615	4,108,998
負担金	289,372	374,602	△ 85,230
公課費	10,930,640	4,226,700	6,703,940
減価償却費	255,750	255,750	0
町納付金	[30,623,250]	[20,922,150]	[9,701,100]
町納付金	30,623,250	20,922,150	9,701,100
雑損失	[134,904]	[69,685]	[65,219]
雑損	134,904	69,685	65,219
経常費用計	320,549,656	301,002,427	19,547,229
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 16,316,590	△ 25,940,956	9,624,366
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 16,316,590	△ 25,940,956	9,624,366
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
他会計振替収入	[16,000,000]	[21,000,000]	[△ 5,000,000]
経常外収益計	16,000,000	21,000,000	△ 5,000,000
(2) 経常外費用			
他会計振替支出	[1,000,000]	[0]	[1,000,000]
経常外費用計	1,000,000	0	1,000,000
当期経常外増減額	15,000,000	21,000,000	△ 6,000,000

正味財産増減計算書

2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社
ホロルの湯管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
当期一般正味財産増減額	△ 1,316,590	△ 4,940,956	3,624,366
一般正味財産期首残高	△ 11,094,249	△ 6,153,293	△ 4,940,956
一般正味財産期末残高	△ 12,410,839	△ 11,094,249	△ 1,316,590
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 12,410,839	△ 11,094,249	△ 1,316,590

財産目録

2024年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社
水ロルの湯管理運営事業

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	4,494,218
	預金	普通預金 (常陽銀行1371250)		946,204
		普通預金 (水戸信用金庫1059068)		1,244
	未収金			5,504,364
	貯蔵品			1,964,364
流動資産合計				12,910,394
(固定資産)	その他固定資産			
	建物附属設備			1,300,063
	出資金 (水戸信用金庫)			10,000
固定資産合計				1,310,063
資産合計				14,220,457
(流動負債)	未払金			22,628,696
	預り金			2,600
	仮受金			4,000,000
流動負債合計				26,631,296
負債合計				26,631,296
正味財産				△ 12,410,839

貸借対照表

2024年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社
ふれあいの里管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,497,882	3,968,162	△ 2,470,280
現金	1,126,818	979,421	147,397
普通預金（常陽銀行9011502）	371,064	2,988,741	△ 2,617,677
未収金	2,340,325	2,635,947	△ 295,622
貯蔵品	170,072	263,340	△ 93,268
流動資産合計	4,008,279	6,867,449	△ 2,859,170
2. 固定資産			
(3) その他固定資産			
建物附属設備	1,378,714	1,492,827	△ 114,113
車両運搬具	1	1	0
その他固定資産合計	1,378,715	1,492,828	△ 114,113
固定資産合計	1,378,715	1,492,828	△ 114,113
資産合計	5,386,994	8,360,277	△ 2,973,283
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	5,891,605	6,082,022	△ 190,417
流動負債合計	5,891,605	6,082,022	△ 190,417
負債合計	5,891,605	6,082,022	△ 190,417
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	△ 504,611	2,278,255	△ 2,782,866
正味財産合計	△ 504,611	2,278,255	△ 2,782,866
負債及び正味財産合計	5,386,994	8,360,277	△ 2,973,283

正味財産増減計算書

2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社
ふれあいの里管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	[104,203,530]	[107,613,827]	[△ 3,410,297]
施設利用収入	68,847,048	72,293,669	△ 3,446,621
自主事業収入	35,356,482	35,320,158	36,324
雑収益	[298,822]	[3,455,365]	[△ 3,156,543]
雑収入	298,822	3,455,365	△ 3,156,543
経常収益計	104,502,352	111,069,192	△ 6,566,840
(2) 経常費用			
事業費	[91,895,529]	[87,176,967]	[4,718,562]
給料	2,653,200	2,607,600	45,600
職員手当等	1,575,413	1,708,156	△ 132,743
共済費	4,057,837	3,124,397	933,440
報償費	560,000	420,000	140,000
賃金	30,469,144	29,447,713	1,021,431
旅費	0	8,400	△ 8,400
需用費	34,356,609	34,917,619	△ 561,010
役務費	4,768,371	4,127,304	641,067
委託料	2,238,366	2,399,696	△ 161,330
使用料及び賃借	3,722,496	2,714,724	1,007,772
原材料費	0	89,100	△ 89,100
負担金	83,660	214,564	△ 130,904
公課費	7,296,320	5,266,370	2,029,950
減価償却費	114,113	131,324	△ 17,211
雑損失	[389,689]	[582,258]	[△ 192,569]
雑損	389,689	582,258	△ 192,569
経常費用計	92,285,218	87,759,225	4,525,993
評価損益等調整前当期経常増減額	12,217,134	23,309,967	△ 11,092,833
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	12,217,134	23,309,967	△ 11,092,833
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
他会計振替収入	[1,000,000]	[0]	[1,000,000]
経常外収益計	1,000,000	0	1,000,000
(2) 経常外費用			
他会計振替支出	[16,000,000]	[22,000,000]	[△ 6,000,000]
経常外費用計	16,000,000	22,000,000	△ 6,000,000
当期経常外増減額	△ 15,000,000	△ 22,000,000	7,000,000
当期一般正味財産増減額	△ 2,782,866	1,309,967	△ 4,092,833
一般正味財産期首残高	2,278,255	968,288	1,309,967
一般正味財産期末残高	△ 504,611	2,278,255	△ 2,782,866
II 指定正味財産増減の部			

正味財産増減計算書

2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社
ふれあいの里管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	△ 504,611	2,278,255	△ 2,782,866

財産目録

2024年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社
ふれあいの里管理運営事業

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元保管	運転資金として	1,126,818
	預金	普通預金(常陽銀行9011502)		371,064
	未収金			2,340,325
	貯蔵品			170,072
流動資産合計				4,008,279
(固定資産)				
その他固定資産				
	建物附属設備			1,378,714
	車両運搬具			1
固定資産合計				1,378,715
資産合計				5,386,994
(流動負債)				
	未払金			5,891,605
流動負債合計				5,891,605
負債合計				5,891,605
正味財産				△ 504,611

貸借対照表

2024年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社
うぐいすの里管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,101,878	1,005,257	96,621
現金	102,597	102,643	△ 46
普通預金（常陽銀行1363063）	999,281	902,614	96,667
立替金	0	6,797	△ 6,797
流動資産合計	1,101,878	1,012,054	89,824
資産合計	1,101,878	1,012,054	89,824
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	523,475	176,336	347,139
流動負債合計	523,475	176,336	347,139
負債合計	523,475	176,336	347,139
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	578,403	835,718	△ 257,315
正味財産合計	578,403	835,718	△ 257,315
負債及び正味財産合計	1,101,878	1,012,054	89,824

正味財産増減計算書

2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社
うぐいすの里管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	[8,866,600]	[8,799,180]	[67,420]
事業収入	8,400,000	8,400,000	0
施設利用収入	447,400	394,850	52,550
自主事業収入	19,200	4,330	14,870
雑収益	[58,292]	[258,923]	[△ 200,631]
雑収入	58,292	258,923	△ 200,631
経常収益計	8,924,892	9,058,103	△ 133,211
(2) 経常費用			
事業費	[9,182,207]	[10,863,532]	[△ 1,681,325]
給料	1,083,200	3,211,200	△ 2,128,000
職員手当等	332,320	2,355,044	△ 2,022,724
共済費	806,771	1,110,885	△ 304,114
報償費	788,565	0	788,565
賃金	2,252,541	69,000	2,183,541
需用費	1,488,125	1,717,351	△ 229,226
役務費	160,763	141,013	19,750
委託料	1,683,030	1,695,430	△ 12,400
使用料及び賃借	88,000	2,750	85,250
負担金	5,282	7,169	△ 1,887
公課費	493,610	553,690	△ 60,080
経常費用計	9,182,207	10,863,532	△ 1,681,325
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 257,315	△ 1,805,429	1,548,114
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 257,315	△ 1,805,429	1,548,114
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
他会計振替収入	[0]	[1,000,000]	[△ 1,000,000]
経常外収益計	0	1,000,000	△ 1,000,000
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	1,000,000	△ 1,000,000
当期一般正味財産増減額	△ 257,315	△ 805,429	548,114
一般正味財産期首残高	835,718	1,641,147	△ 805,429
一般正味財産期末残高	578,403	835,718	△ 257,315
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	578,403	835,718	△ 257,315

財産目録

2024年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社
うぐいすの里管理運営事業

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	102,597
	預金	普通預金 (常陽銀行13 63063)		999,281
流動資産合計				1,101,878
資産合計				1,101,878
(流動負債)				
	未払金			523,475
流動負債合計				523,475
負債合計				523,475
正味財産				578,403

貸借対照表

2024年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社
七会町民センター管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,421,210	3,550,266	△ 129,056
現金	75,933	31,460	44,473
普通預金(常陽銀行1363050)	3,345,277	3,518,806	△ 173,529
未収金	0	2,000,000	△ 2,000,000
仮払金	4,000,000	0	4,000,000
流動資産合計	7,421,210	5,550,266	1,870,944
資産合計	7,421,210	5,550,266	1,870,944
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,456,792	6,662,347	794,445
預り金	0	39,000	△ 39,000
流動負債合計	7,456,792	6,701,347	755,445
負債合計	7,456,792	6,701,347	755,445
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	△ 35,582	△ 1,151,081	1,115,499
正味財産合計	△ 35,582	△ 1,151,081	1,115,499
負債及び正味財産合計	7,421,210	5,550,266	1,870,944

正味財産増減計算書

2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社
七会町民センター管理運営事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	[33,299,330]	[31,268,560]	[2,030,770]
事業収入	23,087,050	22,300,000	787,050
施設利用収入	9,316,270	8,325,380	990,890
自主事業収入	896,010	643,180	252,830
雑収益	[60,047]	[119,045]	[△ 58,998]
雑収入	60,047	119,045	△ 58,998
経常収益計	33,359,377	31,387,605	1,971,772
(2) 経常費用			
事業費	[32,243,878]	[32,172,277]	[71,601]
共済費	428,593	432,180	△ 3,587
報償費	200,000	200,000	0
賃金	2,703,210	4,177,588	△ 1,474,378
需用費	708,896	748,473	△ 39,577
役務費	137,009	98,907	38,102
委託料	27,611,100	26,098,600	1,512,500
使用料及び賃借	9,458	0	9,458
負担金	5,282	7,169	△ 1,887
公課費	440,330	409,360	30,970
経常費用計	32,243,878	32,172,277	71,601
評価損益等調整前当期経常増減額	1,115,499	△ 784,672	1,900,171
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,115,499	△ 784,672	1,900,171
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,115,499	△ 784,672	1,900,171
一般正味財産期首残高	△ 1,151,081	△ 366,409	△ 784,672
一般正味財産期末残高	△ 35,582	△ 1,151,081	1,115,499
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 35,582	△ 1,151,081	1,115,499

財産目録

2024年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社
七会町民センター管理運営事業

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元保管	運転資金として	75,933
	預金	普通預金 (常陽銀行13 63050)		3,345,277
	仮払金			4,000,000
流動資産合計				7,421,210
資産合計				7,421,210
(流動負債)				
	未払金			7,456,792
流動負債合計				7,456,792
負債合計				7,456,792
正味財産				△ 35,582

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 10 期

自 2023年 4月 1日

至 2024年 3月31日

一般財団法人城里町開発公社

公益事業

貸借対照表

2024年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社
公益事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	117,565	117,365	200
普通預金 (常陽銀行9009133)	12,933	12,933	0
普通預金 (J A水戸2036101)	104,632	104,432	200
流動資産合計	117,565	117,365	200
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金 (J A水戸07708114)	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
固定資産合計	10,000,000	10,000,000	0
資産合計	10,117,565	10,117,365	200
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	10,117,565	10,117,365	200
負債及び正味財産合計	10,117,565	10,117,365	200

正味財産増減計算書

2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで

一般財団法人城里町開発公社
公益事業

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
雑収益	[200]	[201]	[△ 1]
雑収入	200	201	△ 1
経常収益計	200	201	△ 1
(2) 経常費用			
経常費用計	0	0	0
評価損益等調整前当期経常増減額	200	201	△ 1
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	200	201	△ 1
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	200	201	△ 1
一般正味財産期首残高	10,117,365	10,117,164	201
一般正味財産期末残高	10,117,565	10,117,365	200
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	10,117,565	10,117,365	200

財産目録

2024年 3月31日現在

一般財団法人城里町開発公社
公益事業

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	預金	普通預金 (常陽銀行9009133)		12,933
		普通預金 (JA水戸2036101)		104,632
流動資産合計				117,565
(固定資産)				
基本財産	定期預金 (JA水戸07708114)			10,000,000
固定資産合計				10,000,000
資産合計				10,117,565
正味財産				10,117,565

令和5年度

株式会社 桂ふるさと振興センター
決 算 報 告 書

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

株式会社 桂ふるさと振興センター

貸借対照表

株式会社 桂ふるさと振興センター

令和 6年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 145,645,931】	【流動負債】	【 24,617,184】
現金	4,810,085	買掛金	17,106,230
預金	135,857,310	未払金	3,322,154
売掛金	151,726	未払法人税等	1,197,900
商品	1,809,279	仮受金	445,000
材料	1,491,275	未払消費税	2,545,900
貯蔵品	1,520,206	負債合計	24,617,184
前払費用	6,050		
【固定資産】	【 7,863,807】		
(有形固定資産)	(7,843,807)	純資産の部	
建物	2,049,972	【株主資本】	【 128,892,554】
建物附属設備	1,130,652	資本金	40,800,000
構築物	520,895	(利益剰余金)	(88,092,554)
機械装置	610,671	その他利益剰余金	88,092,554
車両運搬具	2	別途積立金	83,000,000
工具器具備品	2,712,975	繰越利益剰余金	5,092,554
建設仮勘定	818,640		
(投資その他の資産)	(20,000)		
差入保証金	20,000	純資産合計	128,892,554
資産合計	153,509,738	負債・純資産合計	153,509,738

損益計算書

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	金 額
【売 上 高】		
直 売 部 売 上	179,769,155	
食 堂 部 売 上	60,555,380	
生 産 者 収 入	84,303,351	
製 菓 部 売 上	17,596,515	342,224,401
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	3,821,171	
直 売 部 仕 入	134,683,672	
食 堂 部 仕 入	18,593,325	
生 産 者 支 出	68,924,753	
製 菓 部 仕 入	6,235,941	
* * 合 計 * *	232,258,862	
期 末 棚 卸 高	3,300,554	228,958,308
売 上 総 利 益 金 額		113,266,093
【販 売 費 及 び 一 般 管 理 費】		
営 業 利 益 金 額		108,706,296
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	2,053	
自 販 機 手 数 料	1,260,061	
会 費 収 入	122,717	
雑 収 入	1,000,134	2,384,968
経 常 利 益 金 額		6,944,765
【特 別 損 失】		
役 員 退 職 金		380,000
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		6,564,765
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,517,200
当 期 純 利 益 金 額		5,017,565

販売費及び一般管理費

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
役 員 報 酬	450,000
給 与 手 当	66,061,557
雑 給	3,652,772
法 定 福 利 費	8,414,591
福 利 厚 生 費	323,881
衛 生 費	1,683,538
旅 費 交 通 費	240,180
通 信 費	518,473
交 際 費	161,456
減 価 償 却 費	2,519,194
賃 借 料	720,880
保 険 料	401,310
修 繕 費	493,712
水 道 光 熱 費	12,115,862
車 両 経 費	465,711
包 装 ・ 消 耗 品 費	2,946,633
租 税 公 課	38,500
会 議 費	21,852
運 賃	87,698
広 告 宣 伝 費	1,145,881
保 守 管 理 費	875,255
中 退 共 掛 金	552,000
地 代 家 賃	1,591,591
警 備 費	1,371,000
雑 費	1,849,733
合 計	108,706,296

株主資本等変動計算書

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

単位：円

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	40,800,000	83,000,000	74,989	83,074,989	123,874,989	123,874,989
当期変動額						
当期純利益			5,017,565	5,017,565	5,017,565	5,017,565
当期変動額合計	-	-	5,017,565	5,017,565	5,017,565	5,017,565
当期末残高	40,800,000	83,000,000	5,092,554	88,092,554	128,892,554	128,892,554

個別注記表

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品…売価還元原価法

材料…先入先出原価法

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

計算書類作成のための重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	54,115,905円
----------------	-------------

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式）	816株
-----------------	------

当期増加株式数（発行済普通株式）

当期減少株式数（発行済普通株式）

当期末株式数（発行済普通株式）	816株
-----------------	------

前期末株式数（発行済優先株式）

当期増加株式数（発行済優先株式）

当期減少株式数（発行済優先株式）

当期末株式数（発行済優先株式）

議案について

令和6年6月27日開催の定時株主総会において、上記の議案は承認可決されております。

令和5年度

株式会社 物産センター山桜
決算報告書

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

株式会社 物産センター山桜

貸借対照表

株式会社 物産センター山桜

令和 6年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 86,412,347】	【流動負債】	【 29,683,806】
現金	7,787,500	買掛金	17,682,445
預金	75,204,862	未払金	6,745,034
売掛金	28,060	未払法人税等	2,995,800
商品	1,136,220	預り金	152,127
材料	1,204,584	未払消費税等	2,108,400
貯蔵品	1,051,121	負債合計	29,683,806
【固定資産】	【 10,174,056】		
(有形固定資産)	(8,493,847)		
建物附属設備	3,219,676	純資産の部	
構築物	325,284	【株主資本】	【 66,902,597】
機械装置	3,976,227	資本金	28,200,000
工具器具備品	972,660	(利益剰余金)	(38,702,597)
(投資その他の資産)	(1,680,209)	利益準備金	130,000
未決算勘定	1,680,209	その他利益剰余金	38,572,597
		繰越利益剰余金	38,572,597
		純資産合計	66,902,597
資産合計	96,586,403	負債・純資産合計	96,586,403

損益計算書

株式会社 物産センター山桜

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
【売 上 高】		
直 売 売 上	114,379,245	
食 堂 売 上	55,868,371	
生 産 者 収 入	93,934,483	264,182,099
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	2,546,813	
直 売 仕 入	84,965,476	
食 堂 仕 入	20,179,380	
生 産 者 支 出	74,569,697	
* * 合 計 * *	182,261,366	
期 末 棚 卸 高	▲2,340,804	179,920,562
売上総利益金額		84,261,537
【販売費及び一般管理費】		70,823,749
営業利益金額		13,437,788
【営業外収益】		
受 取 利 息	608	
自 販 機 手 数 料	1,980,776	
会 費 収 入	100,000	
雑 収 入	200,180	2,281,564
経常利益金額		15,719,352
【特別損失】		
固 定 資 産 除 却 損		1
税引前当期純利益金額		15,719,351
法人税、住民税及び事業税		4,059,900
当期純利益金額		11,659,451

販売費及び一般管理費

株式会社 物産センター山桜

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

単位：円

科	目	金	額
役 員 報 酬		500,000	
給 与 手 当		37,162,249	
雑 給		1,550,731	
賞 与		5,787,882	
法 定 福 利 費		6,187,523	
福 利 厚 生 費		215,032	
衛 生 費		1,608,350	
通 信 費		201,135	
会 議 費		9,240	
減 価 償 却 費		2,112,129	
リ ー ス 料		1,181,183	
保 険 料		109,420	
修 繕 費		666,920	
水 道 光 熱 費		5,975,518	
車 両 経 費		301,968	
消 耗 品 費		2,084,104	
租 税 公 課		13,500	
諸 会 費		90,429	
運 賃		399,176	
広 告 宣 伝 費		1,021,280	
支 払 手 数 料		222,050	
保 守 管 理 費		971,304	
地 代 家 賃		789,338	
退 職 共 済 掛 金		168,000	
生 産 者 部 会 費		100,000	
雑 費		1,395,288	
	合 計		70,823,749

株主資本等変動計算書

株式会社 物産センター山桜

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

単位：円

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	28,200,000	130,000	26,913,146	27,043,146	55,243,146	55,243,146
当期変動額						
当期純利益			11,659,451	11,659,451	11,659,451	11,659,451
当期変動額合計	-	-	11,659,451	11,659,451	11,659,451	11,659,451
当期末残高	28,200,000	130,000	38,572,597	38,702,597	66,902,597	66,902,597

個別注記表

株式会社 物産センター山桜

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	10,091,450円
----------------	-------------

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式）	564株
-----------------	------

当期増加株式数（発行済普通株式）	
------------------	--

当期減少株式数（発行済普通株式）	
------------------	--

当期末株式数（発行済普通株式）	564株
-----------------	------

前期末株式数（発行済優先株式）	
-----------------	--

当期増加株式数（発行済優先株式）	
------------------	--

当期減少株式数（発行済優先株式）	
------------------	--

当期末株式数（発行済優先株式）	
-----------------	--

議案について

令和6年6月14日開催の定時株主総会において、上記の議案は承認可決されております。